

◎佐賀県条例第4号

佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和29年佐賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
（外国旅行の旅費） 第31条 外国旅行の場合における旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例により、知事が定める旅費とする。 附 則 略 別表第 1（第17条、第18条、第19条、第24条関係） 略 <table><tr><td>略</td></tr></table> 備考 宿泊料の欄中甲地方及び乙地方とは、<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第 1 の 1 の備考に規定するそれぞれの地域をいう。</u>なお、固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。	略	（外国旅行の旅費） 第31条 外国旅行の場合における旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）<u>及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第306号）の規定</u>の例により、知事が定める旅費とする。 附 則 <u>1 略</u> <u>2 第31条の規定の適用については、当分の間、同条中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第306号）の規定」とあるのは、「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定」とする。</u> 別表第 1（第17条、第18条、第19条、第24条関係） 略 <table><tr><td>略</td></tr></table> 備考 宿泊料の欄中甲地方とは、<u>東京都（特別区の存する区域に限る。）並びに千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、相模原市及びさいたま市の地域をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。ただし、固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊</u>	略
略			
略			

改正前	改正後
	したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐賀県職員等の旅費に関する条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。